

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

COMPLETE
Solutions
Service Apartment Pvt Ltd
+91-98733-90356(En)

YOKOSO

06

2025 JUNE VOL. 125

無料

ems
Business Redefined

BUV



FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®

木漏れ日が煌めく季節
新しい冒険を始めよう

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール

(Rajnish Kumar)
✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司

日本国公認会計士
✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

移転価格税制 – 事前確認制度 (APA)

krAPAとは？

APA(事前確認制度: Advance Pricing Agreement)とは、政府(税務当局)と納税者の間で締結される合意であり、国際取引に関して、独立企業間価格(ALP)またはその算定方法を事前に確定するものです。

事前確認制度 (APA) は多くの国で長年運用されており、グループ企業間で行われる国境を越えた取引における価格設定について、納税者に確実性を提供することが主な目的です。

インドの事前確認制度 (APA)

インドの事前確認制度 (APA) は、2012年の財政法 (Finance Act, 2012) により導入され、これに伴い所得税法 (Income-tax Act, 1961) に第92CC条および第92CD条が新設されました。

これらの規定は2012年7月1日から施行され、直接税中央委員会 (CBDT) に対し、関連企業 (AE) 間の国際取引に関して、独立企業間価格 (ALP) の決定、またはその算定方法の特定について、最長5年間のAPAを納税者と締結する法的権限を与えるものです。

インドの事前確認制度 (APA) は、2012年7月1日に開始され、2012年8月30日に関連規則が公布されたことにより、本格的に機能・運用を開始しました。

この規則では、事前確認制度 (APA) 手続きに関するさまざまな運用面が定められており、以下の事項が含まれます：

- 事前相談申請の提出手続き
- 事前相談の実施方法

- 手数料の支払い
- APA申請の提出と処理手順
- APA申請の撤回
- APAの条件および内容
- 年次コンプライアンス報告書の提出
- コンプライアンス監査
- APAの修正・取消・更新 など

2014年7月10日、インド政府は事前確認制度 (APA) のロールバック条項を導入することを発表しました。

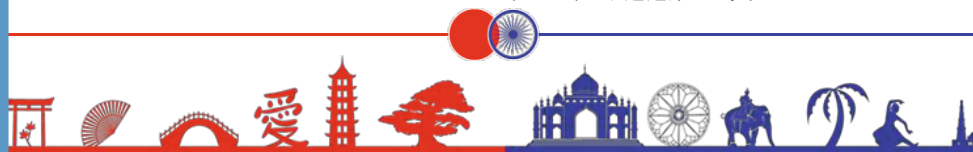
ロールバック条項とは、APAで合意された独立企業間価格 (ALP) やその算定方法を、APA開始前の期間にも遡って適用できる仕組みです。

この制度の導入に伴い、必要な立法改正は*2014年財政法第2号 (Finance (No. 2) Act, 2014) により実施され、1962年所得税規則 (Income-tax Rules, 1962) も2015年3月14日に改正・公布され、既存のAPAスキームに反映されました。

ロールバック条項は、APA期間の初年度の最大4年前まで遡って適用が可能です。

つまり、納税者はロールバック条項付きのAPAを利用することで、最大9年間にわたり移転価格に関する税務上の確実性を得ることができることになります。

また、2015年6月10日には、直接税中央委員会 (CBDT) より通達第10号 (Circular No. 10 of



2015)が発行され、ロールバックに関するFAQ形式の明確なガイダンスが提供されました。

インドのAPAプログラムにおいて、APAの種類は以下のとおりです

- ユニラテラルAPA (UAPA)
→ **直接税中央委員会 (CBDT)**のみが関与するもの。
- バイラテラルAPA (BAPA)
→ **直接税中央委員会 (CBDT)**と相手国の税務当局が関与するもの。
- マルチラテラルAPA (MAPA)
→ **直接税中央委員会 (CBDT)**、複数国に所在する関連企業、およびそれぞれの国の税務当局が関与するもの。

締結された各APA(事前確認制度)は、複数課税年度にわたり、納税者に対して税務上の安定性および将来の税務取扱いに関する明確な見通しを提供するものです。

これまでに締結されたAPAは累計で、3,400超の課税年度において、納税者にそのような税務上の明確性と確実性をもたらしてきました。

2024-25会計年度において、直接税中央委員会(CBDT)は合計174件の事前確認制度(APA)を締結

直接税中央委員会(CBDT)は、2024-25会計年度において、インドの納税者との間で合計174件の事前確認制度(APA)を締結しました。これは、前年度(2023-24会計年度)の125件と比較して約39%の増加となります。

この174件の内訳は、ユニラテラルAPA(UAPA)が108件、バイラテラルAPA(BAPA)が65件、マルチラ

テラルAPA(MAPA)が1件となっています。

これにより、APA制度開始以降の累計締結件数は合計815件となり、その内訳はユニラテラルが615件、バイラテラルが199件、マルチラテラルが1件となります。

直接税中央委員会(CBDT)は、事前確認制度(APA)の締結において一貫したペースを維持しており、2023-24会計年度には125件、2022-23会計年度には95件のAPAを締結しました。

特筆すべきは、本年度にインド初となるマルチラテラルAPA(MAPA)が締結されたことです。

さらに、2025年3月27日には、1日で過去最多となる34件のAPAが締結されました。

事前確認制度(APA)は、移転価格に関して納税者に予見可能性と確実性を提供することを目的としており、国際取引における独立企業間価格(ALP)やその算定方法を最大5年間にわたって事前に定めるものです。

また、バイラテラルAPA(BAPA)には、潜在的または実際に発生する可能性のある二重課税からの保護という追加的なメリットもあります。

事前確認制度(APA)は、特に大規模な国際取引を行う多国籍企業にとって、ビジネスのしやすさ(Ease of Doing Business)の向上を目指すインド政府の取り組みに大きく貢献してきました。

直接税中央委員会(CBDT)は、納税者の協力的な姿勢を評価しており、APA制度の円滑な運用において重要なステークホルダーとしての役割を高く認識しています。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザー・ファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

